

## 令和4年第5回神崎町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年12月8日(木曜日) 午前10時01分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第1号 神崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第4 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第5 議案第3号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第6 議案第4号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第7 議案第5号 神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第8 議案第6号 令和4年度神崎町一般会計補正予算(第5号)  
日程第9 議案第7号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第10 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(10名)

|    |    |   |   |    |    |    |   |
|----|----|---|---|----|----|----|---|
| 1番 | 椿  | 等 | 君 | 2番 | 大原 | 秀雄 | 君 |
| 3番 | 高柳 | 智 | 君 | 4番 | 荒井 | 葉一 | 君 |

5番 鈴木 節子 君  
7番 石橋 伸一 君  
9番 石井 正夫 君

6番 木内 直樹 君  
8番 高橋 正剛 君  
10番 寶田 久元 君

---

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 椿 等 君  
教 育 長 小川 泰求 君  
総務課主幹 澤田 達也 君  
町 民 課 長 浅野 憲治 君  
まちづくり課長 石井 達矢 君  
保健福祉課長 廣瀬 裕 君  
教 育 課 長 金田 智 君

総務課長 久保木豊吉 君  
総務課主幹 池上 至人 君  
まちづくり課参事 鈴木 信成 君  
まちづくり課担当課長 石橋 正彦 君  
保健福祉課主幹 奥山 晴美 君  
会計管理者（出納室長） 高橋 誠一 君

---

職務により出席した者

事務局 長 本宮 賢 君 書 記 花嶋 三永 君

## ◎開会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 令和4年第5回神崎町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦勞様です。本定例会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議場左右の両扉を開放しますので、よろしくをお願いします。

それでは、12月1日に行われました議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から9日までの2日となりました。議事運営につきまして、格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時01分）

---

## ◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、6番 木内直樹議員、7番 石橋伸一議員を指名します。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（大原 秀雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月9日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

---

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会、千葉県後期高齢者医療広域連合  
議会報告

○議長(大原 秀雄君) ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、町長からの行政報告の申出を許します。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 本日は、12月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、大変ご苦勞様でございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、第8波の感染拡大が危惧され、救命救急を含めた医療救急体制の逼迫を回避するため、千葉県では、11月22日に病床確保フェーズの引上げを行い、今後も新規感染者数の増加によって、さらなる最高フェーズ3への引上げが検討されております。

こうした中、感染抑制のため、国が今年度中の接種を推奨するワクチン接種であります。本町では、早期から集団接種を中心に、個別接種と併用で接種を進めております。オミクロン対応についても、年末には3,000人を超す接種実績を見込んでおります。

一方、コロナ禍に加え、円安とウクライナ情勢の影響等による物価高騰の生活支援策として、10月臨時議会で補正予算の承認をいただきました笑顔くらし応援券追加発行につきましては、65歳以上の高齢者の方へ1人1万円分の配布を、11月に郵送を完了いたしました。先日、明るいまちづくりの声による投書があり、匿名の高齢者の方から、苦しい年金生活にあって、このくらし応援券が助けになる、町の心遣いがありがたいという趣旨のお手紙を頂き、心温まる言葉に、職職員一同感謝し、さらなる住民サービスの提供を心した次第であります。

8月に先行配布した応援券の11月末の利用状況は、中小加盟店専用券が1,877万7,000円、大型店・全加盟店共通券が1,935万3,000円で、全体の換金率は、3,813万円、約65.8%となっております。なお、応援券の利用期限は、追加分を含め、来年の2月

末となっております。

また、同じく補正予算措置をいたしました、18歳まで1人1万円分のこども商品券については、12月7日に配布を開始し、商品券は、全国的な加盟店での利用に加え、町内加盟店でも利用可能としており、利用期限は12月末となっているところでございます。

各種給付事業では、令和4年度の住民税非課税世帯へ1世帯5万円を支給する価格高騰緊急支援給付金について、該当世帯への申請書送付を終え、現在、随時申請を受け付けるとともに、給付を進めております。12月9日振込処理分までで303件、1,515万円、対象者全体の約半数の給付を完了したところであります。

次に、教育関係ですが、10月8日、第60回町民運動会を挙行いたしました。節目となる今大会をファイナルと銘打ち、半世紀以上にわたって町民の皆様が親しまれてきた町民運動会は、これをもって一区切りとさせていただきます。

当日は、小中学校の児童・生徒の皆さんによる日頃の練習の成果である創作ダンス、よさこいソーラン節などが披露され、オープン参加による各競争、消防団による部対抗リレー、また地区対抗綱引きなど、町民運動会最期を飾るにふさわしい、まさに白熱した競技が繰り広げられ、惜しまれつつも成功裏に無事終了することができました。これもひとえに神崎町内各地区の区長さんをはじめとする地域住民の皆様、小中学校の先生方、児童・生徒の皆さん、また関係各団体の皆様方のご支援・ご協力のたまものと思っております。

今後は、この町民運動会に代わる健康・体力づくりに資する新しい、楽しい催しを企画・開催すべく、検討を重ねているところでございます。

次に、イベント関係ですが、コロナ禍で中止を余儀なくされていましたがなんじゃもんじゃいきいき発酵フェスティバルを、11月23日、3年ぶりに開催いたしました。基本的な感染対策を徹底し、町商工会をはじめ各参加団体の協力のにより、悪天候ではあったものの、大勢の皆様のご来場をいただき、盛会裏に実施をしたところでございます。

次に、道の駅関係ですが、国で実施している（仮称）圏央道神崎パーキングエリアの整備について、現在、道の駅西側の内回りパーキングエリアに関しましては、造成工事が進められ、順調に事業は進捗しております。また、圏央道4車線化に関する工事としまして、利根川を横断する橋梁の工事も本格的に始まったところであります。パーキングエリア連結に伴う道の駅改修事業に関しましては、現在、建築工事に関する実施設計を進めております。去る11月11日に、議長及びまちづくり厚生委員長をは

じめ、株式会社発酵の里、出品者なども含めた道の駅運営向上委員を構成員とした道の駅圏央道パーキングエリア連結改修事業検討会を開催し、いろいろな方から多方面のご意見をいただいたところでございます。

また、バックヤード進入路の造成工事に関しましては、間もなく入札を執行し、現場着手に入る状況となっております。

次に、松崎第2排水機場改修関係ですが、長い間、採択に向けて手続が行われておりました、治水上、重要な施設となる松崎第2排水機場の改修に関しまして、本年3月31日、国から採択通知があり、印旛・香取農業事務所と成田市、神崎町の4者間協定が締結され、事業着手する運びとなりました。事業規模は約11億円ですが、国55%、県28%の補助があり、神崎町と成田市の受益面積負担率を鑑み、町の負担は7.395%となります。なお、事業期間は7年間で、竣工は令和10年度となっております。

次に、道路改良事業関係では、町道成田神崎線・毛成堀籠線・神宿松崎線の3路線については、用地交渉を続けているところでございます。なお、成田神崎線は、埋蔵文化財確認調査及び流末排水工事の発注を済ませ、現地作業に着手しており、他路線を含め、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

結びに、今後とも議員の皆様のご支援・ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大原 秀雄君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 議長のお許しを得ましたので、令和4年10月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告をします。

去る10月21日、令和4年10月香取広域市町村圏事務組合議会定例会が、小見川市民センター多目的ホールにおいて開催されました。

当日の出席者は15名であり、定足数に達したので、会議は成立しました。

定例会では、議案第1号及び第2号並びに認定第1号を一括議題とし、管理者から提案理由の説明の後、いずれも原案のとおり可決、認定されました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 令和4年度香取広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）の案件は、歳入歳出予算を補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億37万3,000円を追加し、補正後の額を49億436万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、燃料輸入価格の高騰により、電気料金の大幅な値上げに対応するため、電気料金として、保健衛生費に445万9,000円を、清掃費に7,490万6,000円を

追加するものです。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての案件は、千葉県市町村総合事務組合へ四市複合事務組合が加入することに伴い、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決が求められました。

認定第1号 令和3年度香取広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、組合監査委員による決算審査を経て、議会の認定が求められました。令和3年度香取広域市町村圏事務組合一般会計の歳入決算額は、48億9,735万2,509円で、令和2年度決算より約2億3,100万円で、4.95%の増、歳出決算は、44億853万8,339円で、約2億700万円、4.92%の増になっております。増額になった主な要因は、伊地山可燃物処理施設のごみ処理業務委託料及び工事請負費の増加、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車購入費の増加によるものです。歳入歳出差引きは4億8,881万4,170円であり、翌年度へ繰り越す財源がないことから、実質収支額も同額となっております。

以上、令和4年10月香取広域市町村圏事務組合定例会の報告といたします。

この件に関しましては定例会の報告ですが、昨年6月、伊地山クリーンセンターが老朽化して、移転問題が出まして、6月、決定しましたが、その後、市民、議員から、いろいろな問題があるのではないか、一応決定した伊地山、東総有料道路……、現在のクリーンセンターから西側のほうですが、そこには残土が埋められている。それとこれから残土ありきで、こここのところに残土も入れる。あとは、地権者が相当替わっているという問題で、この8月、全員協議会が招集され、4人の首長も出席しました。そこでいろんな議論が出まして、現在の移転に関する候補地は問題があるということで、審議した結果、執行部が4つの候補を香取市内で出しまして、その後、9月、10月、11月の全員協議会を経て、最終決定は今の伊地山クリーン場の南側に当たる、やっぱり伊地山地先と栗源地先の佐原地区に決定いたしました。完成は令和15年で、2年が遅れたようです。総工費は150億円です。そういうことで、昨年6月、町民課から移転先が決定したことを全員協議会で説明を受けましたが、変更になったことです。この件に関しましては、広域組合議会としましては、秘密議会として慎重に進めてきた結果です。11月28日の全員協議会で決定しました。

以上、報告を終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告を許します。

8番 高橋正剛議員。

○8番（高橋 正剛君） ただ今、議長のお許しをいただきましたので、令和4年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を、朗読をもって報告とさせていただきます。

去る11月8日に、令和4年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という）議会定例会がポートプラザ千葉において開催されました。

定例会では、専決処分2件、令和3年度広域連合一般会計及び特別会計決算の認定、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算等7議案が審議され、全て原案のとおり可決・承認されました。

一般質問では、3名の議員から、窓口負担割合の見直しによる財政影響の資産、2025年の団塊世代問題、マイナンバーカードの保険証一体化についてなどの質問がありました。

以下、議案について概要を説明いたします。

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、安房郡市広域市町村圏事務組合四市総合事務組合が令和5年度から加入することから、協議するものです。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うもので、本年4月1日から施行された国・県に準じ実施するため、条例を専決処分により制定したので、規定により承認を求めたものであります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うもので、本年10月1日から施行された国・県に準じ実施するため、条例を専決処分により制定したので、規定により承認を求めたものであります。

議案第4号 令和3年度広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算は25億8,429万3,872円、歳出の決算額は23億2,374万2,538円となり、実質収支額は2億6,055万1,334円となりました。

議案第5号 令和3年度広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については、保険給付費事業部分を特別会計として設置したもので、歳入の決算額は6,980億2,098万8,892円、歳出の決算額は6,822億2,575万5,607円となり、実質収支額は157億9,523万3,285円となりました。

議案第6号 令和4年度広域連合一般会計補正予算（第1号）は、予算現額24億9,384万1,000円に1億2,042万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億1,426万7,000円とするものです。また、債務負担行為を1件設定しました。

主な内容は、歳入では、令和3年度決算の確定に伴い、前年度繰越金を増額し、共通経費に充当することにより、市町村負担金を減額し、歳出では、財政調整基金積立金を増額するものです。

議案第7号 令和4年度広域連合特別会計補正予算（第1号）は、予算現額7,144億9,581万2,000円に115億9,178万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7,260億8,759万6,000円とするものです。また、債務負担行為を6件設定しました。

主な内容は、歳入では、市町村からの療養給付費負担金と、県からの療養給付費負担金、前年度繰越金の増額、前年度精算による支払基金交付金の減額等です。

歳出では、過年度分国庫支出金返還金、市町村負担金返還金、基金積立金の増額、支払基金交付金返還金の減額等です。

以上、令和4年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合の議会の定例会の報告といたします。

---

### ◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第3 議案第1号 神崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 神崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことを目的として、定年を段階的に65歳まで引き上げる地方公務員法の改正が行われました。地方公務員法では、各自治体が条例により定年等を定めることとされているため、本町においても、定年の引上げに伴う関係条例を整備するものであります。

本条例の主な改正内容は、職員の定年年齢の引上げ、役職定年制や定年前再任用短

時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の新設等となっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 定年の延長ということで、一番最後ですかね、情報提供・意思確認制度の導入が盛り込まれていると思うんですが、これの、現時点で分かっている具体的なスケジュール、いつ頃打診して、いつ頃情報提供して、いつ頃、面接等を行うようなスケジュールが分かっているか教えていただきたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 高柳議員の質問にお答えいたします。

今回導入されます情報提供・意思確認制度であります。職員が60歳に達する前の年に情報提供をし、意思を確認するというものでございます。

具体的に申し上げますと、この条例が通った後、来年度、令和5年度に60歳を迎える職員が2名ございます。その職員に対しましては、今年度中にこの制度の概要説明と、本人がどこまで決まっているかは分かりませんが、その後の意思の確認ができればと考えております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回の地方公務員法の改正によって、65歳まで最終的には定年が延長されるということになってはいますが、現行の60歳までの方で、37年度生まれの方は60歳で終了ということになるんですけども、今後、6級・7級の上級職員が定年後、2級ほど下がるというように前段のお話では聞きましたけども、場合によっては、今回の法律の趣旨である65歳というのは、当然、年金を遅くさせたいというのが1つと、有益な職員を65歳まで引っ張ろうというような位置づけがあって、最終的には65歳になったと思うんですけども、6級・7級の職員が降給して、要するに平職とは言いませんけども、管理職から一旦落ちることになると思うんですけども、場合によっては級が下がってもそれなりの責任のある部署、職種、そのような形になるということは想定できないのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 椿議員の質問にお答えいたします。

6級・7級から降任した職員の働き方でございますが、今おっしゃられました5

級・4級、係長や副主査に降任した場合でございますが、やはり今、中間管理職が神崎町、空洞化が見受けられますので、そういった職員の補充的な役割、または後任の育成という役割も担っていく必要があるのかなと考えておりますので、その年の適材適所、そういった重要な役割をしていただく職種に就く場合もあると想定をしております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今の説明、すごく分かるようで、全然分からない。あるか、ないかということ、その1点だけ。今後も役付でどうしてもその場にいてもらいたいという職員が存在した場合、どうするんだということを私は聞いている。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

6級・7級にということでしょうか。その場合、今回の条例改正の中に、9条にあるんですけども、特例の任用というのがございます。特殊なプロジェクトが進行中であつたり、特殊な技能が必要である職員に関しましては、1年ごとに1年の期限を区切って任用ができるという特例任用という制度がございます。そういったものの適用になってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、高柳議員と椿議員の質問を聞いていましたが、これは確認ですが、定年が延びるということですが、結局、再雇用と同じじゃないのかと思います。60歳になって定年で、そして今は再雇用で、これは課長が今度は外れるわけでしょう、60歳になってから。60歳以降は課長職は、町長の提案理由でもありましたが、役職定年だから、60歳で課長は終わり。今も再雇用の条例も神崎はあるんだけど、そんな再雇用しているあれじゃないけども、結果的には、課長が終われば60歳以降も勤めていても、定年が延びるというわけじゃないのかな。再雇用と同じじゃないですか。だから確認は、60歳で課長は終わるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

60歳で役職定年になりますので、課長職は降任することになります。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 神崎町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第4 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正及び神崎町職員の定年等に関する条例の一部改正により、令和5年4月1日から、職員の定年年齢の引上げが段階的に行われることに伴い、関係条例の一部改正等を行うものであります。

主な内容としては、神崎町一般職の職員の給与に関する条例や、職員の勤務時間、休暇等に関する条例など9条例の一部改正及び1条例の廃止となっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 先ほどの第1号議案と関連性がすごく高いと思うんですけども、今回、9条例を改正して1つを廃止する。その1つを廃止するというのが、今まで、寶田議員がさっき言った再任という制度を条例から外すということだと思っ

ども、職員には正規職員と、今回、定年延長になっての、再雇用とは言わないまでも、定年延長になった管理職から降格するような人、それと年度、年度で採用する職員ということになると思うんですけれども、この第10番目の条例を、再任をしないというか、再任というこの文言のある条文をなくすということになってはいますけれども、当然、来年の4月1日以降の開始だということになると思うんですけれども、再任とは言わないまでも、一度、59歳11か月で辞めた人間が……、60歳3か月でもいいんだね、年度だから、定年までいない職員が定年になった後、定年というか、定年年齢に達した後に再雇用される場合には、年度雇用職員みたいな、そんな感じになるんでしょうかね。この文言を外したという意味は。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

再任用制度でありますけれども、今回、廃止にしまして、なくなるわけですが、この制度が完成するまでの間は暫定再任用制度という形で残ることになります。その制度を使って、65歳までは働けるという形になります。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第5 議案第3号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第3号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、本年8月8日に人事院から、10月13日に千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員及び県職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、本町においても、この勧告に準じて給与改定を行うものであります。

主な改正内容ですが、民間給与との格差を是正するため、給料月額を初任給及び若年層を中心に平均で0.37%引き上げ、勤勉手当を年0.1か月分、引き上げるなどの改定を行うものです。

実施時期につきましては、給料は令和4年4月1日に遡っての実施とし、勤勉手当は令和4年12月1日からといたします。

なお、この改正に伴う今年度の影響額は、約320万円の増額となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第6 議案第4号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に伴う一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を年0.1か月分引き上げる改定を行うものであります。

実施時期も、一般職と同様の令和4年12月1日からといたします。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、町長の提案理由で、影響額は言わなかったと思いますが、影響額は幾らですか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 寶田議員の質問にお答えいたします。

今回の特別職の給与条例の改正による影響額は、約11万円となっております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第7 議案第5号 神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第5号 神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

令和4年4月の公職選挙法等の改正により、最近における物価の変動等を踏まえた選挙公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われました。これにより、令和3年3月に制定した神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、本条例で規定する選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成等に係る費用単価の一部改正となっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番(椿 等君) 明日、私、一般質問でやるのが、ちょうど今この内容になっているのが一部になっているんですけども、今回、公職選挙法改正によって、昨年12月以降、町会議員、町長、それらの選挙方式が大分、変わりました。特に公費負担、それと供託金のある、なし、ビラ・ポスター等になりますけれども、先週頂いた参考資料、条例の主な内容という中で、(1)、(2)、(3)ということで、自動車、ビラ、ポスター、この3点、明示されました。

自動車についてなんですけども、個人的に旅客運送業のある会社と契約するのでなくて、個人的に、あなた、車出してくださいなというような事前の契約が必要になると思いますけども、その上限が1万6,100円、燃料代が7,700円というように明示されています。これを選択する方法と、ハイヤー方式を選択する方法があったと思うんですけども、それらの上限はというと約6万円くらいになるのかな。その明示がされていないんですけども、その明示は別にする必要はないんですけども、あたかもそういうようなことができるということを多分、神崎の町議会議員選挙、あるいは町長選挙ではそういうようなものが多分、取られないだろうというようなものを想定して、この参考資料になったと思いますけれども、ハイヤー方式も認められて、ハイヤー方式の上限が6万円ぐらいだと思いますけれども、確認をさせていただきます。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 椿議員の質問にお答えいたします。

先日お配りいたしました参考資料でありますけれども、改正内容というところで配りましたので、改正となっていないハイヤー契約のところについては、こちらは記入をしておりません。

今、質問にありましたハイヤー契約の場合の単価であります、1日につき6万4,500円以内の日数という計算になります。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回、公職選挙法の昨年12月の改正が主な内容ということになっていると思うんですけれども、せっかくですからこの場で、明日、質問もするんですけども、今まで供託金は必要でなかった町会議員の選挙、それらについても15万円、あるいは没収点、それらについてもここでご明示できれば、明日の質問が楽になります。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 椿議員の質問にお答えいたします。

まず、今ご質問の供託金であります、やはり15万円の供託金が、次回の町会議員選挙から必要になります。

また、没収点でありますけれども、計算の方法といたしまして、有効投票数を議員定数で割りまして、10分の1を掛けた数になります。有効投票数、前回の例に近い数でいいますと3,500と仮定した場合に、10人で割りまして10分の1を掛けますので、35点が没収点という形になります。以上が例示になります。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第8 議案第6号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,340万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、民生費国庫負担金では、管外保育に係る子どものための教育・保育給付費負担金を75万1,000円計上いたしました。

16款、県支出金、農林水産業費県補助金では、飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金を80万円計上いたしました。

17款、財産収入では、株式会社発酵の里の株式配当金160万円を計上いたしました。

20款、繰越金は、293万7,000円を計上いたしました。

22款、町債では、臨時財政対策債を603万5,000円減額いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、企画総務費として、新たに会計年度任用職員を採用するため、51万9,000円を計上いたします。

3款、民生費では、在宅福祉支援サービス事業として、福祉タクシー利用者の増加に伴い、委託料を150万2,000円計上いたします。

4款、衛生費では、予防接種事業として、新たに带状疱疹予防接種に係る助成金70万円を計上いたします。

6款、農林水産業費では、農業振興事業として、県補助金を財源とした飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金のほか、町単独の補助金として、神崎町担い手育成支援事業補助金など、合計271万円を計上いたします。

7款、商工費では、発酵の里の株式配当金を財源として、まちづくり基金へ160万円の積立てを行います。

10款、教育費では、学校管理事業として、施設の修繕料や燃料費の不足分など、学校3校合わせて202万9,000円を計上いたします。

そのほか、人件費の補正につきましては、人事院勧告に基づく給与改定や職員の退職による減及び昇給・昇格など、差引き1,199万9,000円を減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 予防接種事業で、带状疱疹予防接種費助成金、計上されていますが、そもそも带状疱疹というのはどういう病気で、どういう原因でなって、どのぐらいの方がかかるか。それが1点。

もう一点が、これは県内の市町村の状況を見ますと、当初で盛ったり補正で盛ったり、または補助しなかったりとまちまちだと思うんですね。接種費が非常に高いという部分があるということで、費用負担もかなりかかるという部分があると思うんですけども、県内の補助しているところは何か所ぐらいかという状況が分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 高柳議員のご質問にお答えします。

带状疱疹は、我々、幼少時に水ぼうそうというのにかかっているんですけども、このウイルスが背骨、神経節のほうに残っておりまして、日本人成人の90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが背骨に残っている状態です。そして80歳までに約3人に1人が、加齢、疲労、ストレスなどにより、免疫力の低下が発症の原因となり、带状疱疹になると言われております。

あと県内の市町村という、助成をどこでやっているのかというお話ですけども、現在のところ、いすみ市、鎌ヶ谷市が助成のほうをやっております。ほかに大きな市町村ですと、埼玉県鴻巣市、足立区のほうは現在、助成をやっております、企業ですと、東京電力のほうで助成事業を行っているということです。

不活性化ワクチンのほうは、2万2,000円が1回で、2か月置いて2回やらなければいけないので、約4万4,000円の費用がかかるということで、今回、助成事業を行いました。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 県内では、そうですね、鎌ヶ谷といすみ。町村では神崎が一番

早いんですかね。今回の補正ということでいけば。かなり先進的で、かかる確率も3人に1人ということですので、私はすごくいい助成事業かなと思います。

続きまして、補正の中で、人件費の部分がほとんどの補正だったと思うんですが、この中で、手当が増えております。その中でも住居手当が目立って増えているのかなというところ。原因としては、市外に職員さんが流出してしまったりしているのかなというところだと思うんですが、他の自治体は、服務規程の中に、そもそも市内に居住しなさいよというところを入れているところもございまして、やむを得ない理由によっては、首長の許可を得て、この限りではないというところもありますし、防災の観点からも、管理職は市内にとどまりなさいと、住んでくださいというようなところを上げている市町村もございます。

ここら辺、市に引っ越してこられる方は補助してあげて、住民を増やそうという流れの中で、職員さんが流出するというのは、よほどの事情がない限りは、いかなものかなと思われるんですが、そこら辺はどのように考えますか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 高柳議員の質問にお答えいたします。

住居手当が増額している原因ということではありますが、ここ数年、職員の結婚等による配偶者の勤務先等の個々の事情による一時的な転出というものが見受けられます。本町においては、町内に居住するという制限等は設けておりませんが、ご心配される有事の際の対応であります。職員に有事の際の参集方法等を徹底するために、職員行動マニュアルを使いまして、職員研修のほうを行っております。その辺を今後も徹底していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今議会が始まる時に、椿町長より町政報告がございました。その中に、松崎排水機場の改修が10億円相当というような、11億と言ったのかな、それだけかかるというような報告がございました。

今回補正で、農地費の中で150万、最終的には神崎町の負担として、7.3%とさっき言いましたっけ。仮に11億で換算すると、8,000万、神崎町の負担分としての金額になる。たしかこの補正のときに、最終的に金額は幾らになるんだと私は協議会で質問したんですけども、その際には、2,100万円が神崎町の分担分ですよというようにお話を聞いたんですけども、その8,000万と2,100万の違い、これについて説明を求めたい

と思います。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

すみません、2,100万円という金額がどういった金額だったのかというのがあるんですけど、ただ今お話しいただきましたけど、今回の補正に上げております防災施設ストックマネジメント事業負担金とあります。こちらが……、分かりました。こちらが今年、補正予算で計上させていただく金額で、2,100万円という金額が、総額の金ではないかなと思います。その金額に7.395%を掛けた金額が、これにならないですかね。2,100万円という金額の……。 （「分かった。オーケー」と呼ぶ者の声あり）すみません。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 町長の説明は、これからかかる全体としての総工費、あなたの説明の2,100万円というのは、調査費用の2,100万ということだね、じゃあ。それはそれでオーケー。

今後、その約8,000万からの神崎から負担がされるわけですけども、10年間、2026年と言っていましたっけ、二千何年までかかるんですけども、それらの年次別の工事内容及びその年々における町の負担、どの程度になるか、今の時点で分かったらお教え願いたい。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） それでは、ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

事業は令和10年まで継続するような事業になってまいります。今年度は、設計の関係ということで予算を計上させていただいたのが155万3,000円、来年、令和5年については、主には除じん機の改修が入ってまいります。これで来年の予算とすれば、約1,300万を見込んでおります。令和6年度につきましては、ポンプの設備の改修に入ってまいります。こちらで1,500万。令和7年度が、こちらもポンプの設備になります。同様に、1,500万。令和8年度が、電気設備、また導水路ゲート等の工事に入ってまいりまして、1,600万。令和9年度につきましては、サイフォンゲートとって、樋管をつないでいるゲートがあるんですけども、そちらと機場の工事が入りまして、1,400万。最後、令和10年度に外構等を行いまして、490万というような金額になっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 臨時財政対策債が3,500万から2,800万で、600万の減ということで、これは全員協議会の際の説明では、地方交付税が決定したためにこれが変更になったというわけで、地方交付税、当初では9億7,000万くらいだったんですが、幾らになったんですか。決定したという話ですから。今年度。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

地方交付税に関しましては、今回、令和4年度、計算をしたところ、約11億の見込みとなっております。そちらのほうの額が確定したことによりまして、臨時財政対策債のほう借入れ限度額というのが確定してまいりますので、今回の補正で減額して、その金額に合わせさせていただいたというところでございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 当初から見ると、地方交付税が1億以上増えたということですね。

それとあと今回のこの補正で、職員の人件費の増減が大分ある。ただ、町長の提案理由では、人事院勧告や退職者がいるというんだけど、ちょっと大きいので、14ページで、民生費が900万かな、増えている。企画費が670万か。それと、最終の給与費用明細書で、長等の欄で、一番右の下ですが、これが512万7,000円、これが減になったのは何ですか。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

まず、各款ごとの減ですけれども、実際にこの当初予算を作成した際は、今年の1月現在の状況をもって作成をしております。それから4月に入りまして、人事異動等、あるいは職員の昇格等によりまして増減がなされたのを、今回の12月の補正で調整をさせていただいているというところでございます。

17ページの給与費の明細の特別職の欄になりますが、右下の一番最終的に差額として512万7,000円の減ということになっております。主立ったところは、期末手当は今回、特別職も増にはなっておりますけれども、当初では、例年、副町長の分も計上を1年間分で計上してございます。それで、今現在の状況をもって、この9か月分の減を行いまして、最終的にこの右下の金額が減という形になっているのが主なところでござ

います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 民生費の給与が大きいから、900万と、企画費が600万ですか。これの増えたのは。職員が増えたわけですか。11ページ。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ただ今の質問なんですけれども、ちょっと細かい今、明細が手元にないものですから、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 一般質問は通告してあるからあれだけど、議案審議は通告していないから、後で調べてください。

これは大した金額ではないけど、これが最後の質問です。15ページ、防災無線管理事業の全国瞬時警報システム改修委託料。Jアラートと全協では聞きましたが、これは緊急時で北朝鮮からミサイルが出たときの防災無線のあれなんです。説明。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

このJアラートに関しましては、もちろん北朝鮮、今上がっているこのミサイルの関係のものもちろん流れるようなものになります。ただ、今回の補正の改修に関しましては、そのJアラートの中でも、地震の対応に関する一部改修が必要になりました、そちらの費用を計上してございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 先ほど行政報告が終わった後に、寶田議員よりも、香取広域、高橋議員から、千葉県後期高齢者医療広域連合の報告がありました。それで、千葉県の後期高齢者広域の議案第6号、ちょっと見られれば見ていただきたいんですけども、補正予算の内容なんですけども、決算が確定したことによって、繰越しになる部分、それらが確定した。それによって共通経費に充当する各市町村分を減額する、あるいは財政調整基金への積立てを積み増しするというような内容になっています。

神崎町議会では、9月の決算で認定、既にされていますけれども、それに伴う財政調整基金の積立て、積み増し、それらについてはまだ補正にかかっておりません。千

葉県の広域は、決算が終わって即、補正で財政調整基金の積み増しを決定した。神崎町では、私、何度も言っているんですけども、積み増しの補正予算はいつ出すんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ご質問にお答えさせていただきます。

9月の議会で、前年度の決算のほう、承認していただきまして、繰越額のほうが確定している状態ではございますけれども、財政状況、この1年の状況を見ながら、最終的に3月の補正で例年、計上させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） すみません、1つ忘れていました。やっぱりこちらも新規だと思うんですけど、生活のしづらさに関する調査ですか、これを調べますと、全国在宅障害児・者等実態調査ということで、以前まで5年に一度、身体障害児等の実態調査というような形でやられていたものだというものらしいんですけども、本来であれば令和3年にやるところでしたが、コロナで令和4年に持ち越されて、補正で新規に上がっていると思うんですけど、これは100%、国庫ですよ。5万1,000円でしたっけ。それで、対象地域はたしか並木地区とお聞きしたんですけども、対象者の数というのは、何名いらっしゃるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、今回、神崎町では、町内に35地区ある国勢調査の調査箇所のうち、並木地区1か所がこの調査の該当箇所となっております。

今回の調査の対象者としましては、おっしゃるように在宅の障害者、障害児、そして難病患者や、これまで法制度で支援の対象とならなかった方も含む方を対象に、生活の実態とニーズを把握することを目的として実施するものでございます。

今回の調査の方法としては、直接、地区内を統計調査の調査員にお願いしまして、戸別に今申し上げたような方がそのお宅にいらっしゃるかどうか確認しながら調査を行うということになっておりますので、並木地区、おおむね60戸ぐらいある中で今、調査を行っている最中で、実際のこの該当戸数については今、把握できていないような状況となっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） すみません、今、補正で上がる前に調査している段階というのはどういう意味なんですか。今、調査している段階とおっしゃいましたよね。それは対象者の数を絞れていないということでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 失礼しました。おっしゃるように、対象者を絞れていないというようなことで、これから回っていただいて、12月1日時点の状況で、その対象者からいろいろな事項についてアンケートを実施するような運びとなっております。

アンケートについては、11の項目で37の設問がございまして、こちらについて聞き取りを行うというような形になります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） とおっしゃいますと、地区全世帯、回るということですか。確かに対象者の中で手帳をお持ちの方は分かりますよね。でも難病と診断されているかどうかというのは分からないですもんね。ですから全戸を一応、回るということでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） こちらにつきましては、事前にこういう調査がありますと、今、オレオレ詐欺とかいろんな問題もありますので、いきなり調査員がこういう調査です、5年に一度、神崎町では何年前に実際に行ったか記憶はないんですけど、そういったものが行われることについて、不安を覚える町民の方もいらっしゃいますので、事前にこういった調査をこれから実施しますということで、ご案内を差し上げております。

その中で、調査の内容について、該当する方がいらっしゃらない方は事前にご連絡くださいということでお知らせしておりますので、おおむね60戸の中で、既にそういった連絡をいただいて、調査には赴かないお宅もございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 令和

4年度神崎町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第9 議案第7号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,470万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきましては、8款、繰越金を50万円計上いたします。

歳出につきましては、2款、保険給付費では、傷病手当金の申請者数の増に伴い、30万円を計上いたします。

8款、諸支出金では、償還金として、国民健康保険税還付金を20万円、計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 傷病手当ということなのですが、これは病気とかけがでたしか休業して、給料をもらえない方に対する手当だと思うんですけども、やはり補正で増えるということは、コロナの影響等も考えられるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） ご質問にお答えいたします。

今回の傷病手当金30万円の補正については、コロナによる感染症のための補正であ

ります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程9 議案第7号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。議場の時計で13時まで休憩いたします。

（午前11時39分）

---

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時00分）

○議長（大原 秀雄君） ここで、総務課澤田主幹から発言を求められていますので、これを許します。

澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） それでは、お時間いただきまして、午前中、寶田議員からご質問のありました事項に関して、ご回答させていただきます。

内容としましては、3款の職員給与費の増額の内訳ということですが、内容ですけれども、特に人数の変更はありません。4月の人事異動の内容で、役職等の差が異動の結果、ありまして、そちらの差額分が933万円という形でございます。

以上です。

---

## ◎日程第10 一般質問

○議長（大原 秀雄君） 日程第10 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いします。

◇ 3 番 高 柳 智 君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 3 番 高柳 智議員の質問を許します。

○3 番（高柳 智君） 議員番号3番、高柳智でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

日本経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などで、国内では日常生活に密接なエネルギー、食料品等の価格上昇が続き、また、世界的にも景気後退懸念が高まっています。

こうした事態に対し、政府では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を取りまとめ、特に原油価格の高騰に対しては、激変緩和措置を講じることで、価格が抑制されております。その後も物価・景気の状態に応じ、予備費を活用して機能的な対応を行っております。この難局を乗り越え、さらにその先の未来に向け、日本経済を持続可能で一段高い成長路線に乗せていくために、新しい資本主義の旗印のもと、物価高・円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とした総合的な対策が必要であると認識され、世界経済の減速リスクを十分視野に入れながら、足元の物価高騰など、経済情勢の変化に切れ目なく対応し、新しい資本主義の加速により日本経済を再生するため、物価高騰・賃上げへの取組、円安を生かした地域の稼ぐ力の回復強化、新しい資本主義の加速、国民の安全安心の確保の4つを柱とする第2次補正予算が、総額28兆円で成立しましたので、今後に期待しております。

今回の私の質問といたしましては、用水路について、通学路について、事業執行状況についてなどについて質問いたします。

皆さんは、ナガエツルノゲイトウをご存じでしょうか。ナデシコ目ヒユ科に分類される多年草の一種で、南アフリカ原産です。現在では、世界中に外来種として定着しており、地球上で最悪の侵略的植物と呼ばれることもあります。アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、日本、台湾に移入・分布しており、特徴は、茎が中空構造になっており、水に浮き、流れ着いた先で繁殖し、陸地でも海浜でも育ちます。主根を土中深くまで伸ばすため、引き抜いて駆除しようとしても、僅かにでも根が残っていれば、そこから再生します。

日本での最初の定着記録は、1989年、平成元年の兵庫県尼崎市で、現在は本州以南

といった広い範囲に分布し、千葉県では印旛沼ほか北総・東総地区で拡大しております。琵琶湖、印旛沼など、ブラックバス等の生息地で発見されることが多いため、釣り人が介入している可能性が指摘されています。在来種の植物と競争するほか、水面上にマット上に繁茂することで水流を停滞させ、用水路から水田に入り込んでしまいます。

本種の防除対策としては、遮光シートで太陽光を遮断することによって、光合成を妨げる方法で枯殺を図り、少なくとも繁殖を抑え込むほか、人力、時には重機を利用した物理的除去が行われています。ただし、茎の破片からでも再生する繁殖力の強さがあり、安易な除去は問題を拡散させる可能性があり、除去した草の処分については、特定外来生物であることから、草が拡散しないよう管理して枯殺・焼却しなければなりません。

町内においても、各地区で拡大が散見されております。こちらの対策についてお聞きします。

以降については、自席にて行います。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ナガエツルノゲイトウにつきましてですけれども、高柳議員おっしゃいましたとおり、特定外来生物に指定されておりまして、繁殖力が非常に強くて、地上、水上のどちらでも成長するというような植物です。

一度定着が確認されますと、駆除が難しい状況ではあるんですけれども、神崎町内では、令和2年頃から、神崎川や江口川、また、松崎の水路の周辺で確認がされております。恐らくは利根川や八間川から流入したものと思われるんですけれども、現在、駆除としましては、職員が自主施工で水路から水草を揚げて駆除を行っているというような状況です。

また、松崎の機場の周辺については、下総土地改良区さんのほうで機場の管理の一環として、駆除をお願いしているような状況です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 職員の方が直工でやられているということで、たしか神崎川ですか、あそこも今、ビニールシートの上に上げて枯らしている状況だとお見受けします。

なかなか職員さんが直工でやられるのは、非常に限界があるんじゃないかと。また、

負担も多いんじゃないかと思imasので、こちらは今使っています多面的機能支払交付金ですか、いわゆる農地・水、こちらの事業に取り込むという方法も考えられるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

多面的機能支払交付金事業、旧の農地・水事業と呼ばれている事業ですけれども、こちらは業務方法書の中でも特定外来生物、植物の駆除というものは位置づけに置かれておりますので、活動組織の皆さんにも地域ぐるみでご協力いただくようなことで進めていければと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。できれば早め、早めの対処がよろしいかなと思いますし、令和4年度で新規のジャンボタニシですか、こちらの防除の補助金等もありますよね。こちらもこの先、水田に入っていったりすると、そちらに関して防除しなきゃいけないという段階になると思いますので、その際に、やはり何らかの防除の補助金等も考えの一つに入れてはどうかと思います。どうでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） 現在、タニシにつきましては、防除に関する薬剤の補助ということを実施しております。

ナガエツルノゲイトウにつきましては、民間農薬ではラウンドアップが効果があると言われておりますので、水田の侵食等が見られるような状況であれば、そちらについても検討させていただくようなことで考えさせていただければと思います。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） では次、そちらに関しましては、用水路の整備なんですけど、今後の計画等は怎么样了でしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

用水路ということですが、神崎川、実際、用水路というよりも河川というような扱いにはなるわけですが、こちらの右岸につきましては、護岸工事の設計を現在、行っているような状況で、整備を進められればと考えております。またこちらにもナガエツルノゲイトウ、散見されているところでもありますので、こちらの対策としても有効ではないかと考えます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 先ほどの話の中で私も言いましたけど、なかなか持ち出すことが制約があるということなので、聞いたところによりますと、用水のほうでは穴を掘っているとか、穴を掘ってそこに埋めてしまうとかということもありますので、枯渴したものであれば穴を掘って埋めてもいいのかなとも思うんですが、そこら辺も検討されたほうがいいと思います。

続きまして、通学路についてなんですけれども、町のホームページを見ますと、通学路の安全プログラムの点検についてということでアップされておりましたが、点検結果はどうだったんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検を、本年は8月30日に実施いたしました。

危険箇所として学校から報告されたのは、7か所でございます。交通量が多く、児童が渡りづらい横断歩道、歩道や路側帯にたまった土砂や伸びた雑草があり歩きづらい箇所、県道における歩道の未整備部分などが確認されました。点検した危険箇所について、通学路安全推進会議のメンバーそれぞれの立場から、安全対策を順次、講じていくことなどを会議の際、確認いたしました。

安全対策としましては、路側帯の土砂撤去などの維持管理、白線の引き直し、注意喚起看板の設置などを実施してまいります。また、防犯ボランティアの活用ができないか等の意見もございまして、それについても検討してまいりたいと思っております。

なお、千葉県香取土木事務所や香取警察につきましても、それぞれの所管において同様に対策を講じる予定でございます。

県道の歩道整備、踏切拡幅の事業の継続、あるいは公安委員会への信号機設置要望などの取組の継続を確認いたしました。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 点検はたしかおとしでしたっけ、八街の件があったとき、おとしですね、から1年後ということなんですけれども、前回と比較して改良点、改善点はありますか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 令和3年度に実施しました点検結果を受けて、町が講じた改善策でございます。

車両に減速を促すための外側線や減速マークなどの引き直し、交通安全看板の設置を中心に実施いたしました。

そのほか、並木の十字路から学童保育所前までの路側帯のカラー舗装の引き直し、神崎保育所前の丁字路の路面のカラー舗装などの設置を行っております。

また、神崎小学校入り口の信号待ちのたまり場に車止めを設置いたしました。

あと、大貫から米沢小学校へ抜ける道路におきまして、路側帯の土砂の撤去を、これは職員の自主施工で実施しました。

さらに、これは緊急的な措置としまして、武田の八幡神社付近の高木の枝打ちを実施しております。

今までよりも車両が歩行者に注意して減速走行したり、歩行スペースの確保などに一定の改善効果があったと感じておりますが、今後も引き続き効果を見極めながら、安全対策を模索してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） こちらが通学路になるのかどうかちょっと微妙なところなんですけれども、以前、神崎小学校の父兄の方から、ふれプラ寄りですか、の坂で子どもが転んで擦りむいたと。それで、うちだけかと思ったら、ほかの人にも聞いたら1件ではなかったというような話があったんですが、一応通学路ということなので、こちらには何か対策を打たれたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

当該箇所ですけれども、基本的に通学路ということですのでございますけれども、基本的にまず車の往来につきましては、神崎小学校の先生方、それから給食センターの調理、また出入りの業者ということで、車の往来もほとんどないということですので、特に危険箇所という指定はしておりません。

しかしながら、今年3月、まず当時2年生の女子児童ですけれども、登校の際に、前のめりに転んでしまいまして、前頭部、それから両膝、それと右手にけがを負ってしまったということがございました。

また、4月には3年生の児童、やはり登校時に前のめりに転んでしまいまして、額を打撲してしまったという報告を学校から受けております。

いずれにしても、こちらはランドセルを背負って急いで走っていたということで、それが理由かと思われまます。負傷した後は、学校でしっかり手当ををし、保健指導も行ったということ聞いております。

これから路面が凍結する季節にもなりますので、その辺は先生方にしっかり指導していただくということで対処できるかと思っております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうしますと、走らなきゃいいんですけども、物理的な、何というんですか、滑りにくくするとか、そういうハード面の改善というのは考えていらっしゃるんですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

以前、このお話、高柳議員からいただいたときに、私、実際、現場に出向きまして、歩きながら目視をしてまいりました。そこで確かめたところ、特に滑りやすいところというものは見受けられませんでした。ということなので、特に物理的に何か手当的なものを施すということは、考えなくてもよろしいのかなと思っております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 何か滑り止めを歩道のところに、全面じゃなくて、やっていただきたいような町民の方の要望ではあったんですけども、また事故等、けが等があった場合は再度、考えていただくということもお願いしたいと思います。

続きまして、本年度も3分の2が過ぎましたので、主要事業の執行状況について伺いしたいと思います。

役場庁舎西側の伐採工事、消防団員の出動手当、救命胴衣の購入、戸籍情報システム改修事業、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業、これは実態調査ですよ。あとホームページの改修事業、道の駅改修工事实施設計、擁壁点検業務委託、これは植房地先ですね。あと医療的ケア対応業務委託、これは神崎中学校に看護師さんを1名、張りつけるということだったと思います。あと、最後にトイレの洋式化改修工事ですね。これは米小の8か所でしたっけ。こちらの主要事業について、執行状況を順々にお聞きします。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えしたいと思います。質問については、各担当課から順繰りに説明させていただきます。

総務課のほうから、庁舎西側の伐採工事についてですけども、庁舎西側の斜面、郵便局側になります。こちらの樹木の伐採の工事の執行状況につきましては、今年度の早々に契約を行いまして、8月29日に完了しております。この工事は、樹高が高くな

りました木々が、台風等によって、役場庁舎の電源となります送電線に倒れる危険があったということから、スギ、クスノキなどの大木を合わせて35本、台風シーズン前に伐採処分を行ったというような内容でございます。

続いて、消防団の出動手当、それと救命胴衣の関係でございます。

まず、出動手当につきましては、今年度の制度創設というような内容でございます。上半期の実績としましては、1件、火災での出動がございました。18名の消防団員に対して報酬のほうを支給しております。なお、下半期、これにつきましては、年度末に支給を予定するという形になっております。

それから、消防関係者から要望のありました救命胴衣の購入、こちらにつきましては、全消防団13部へ6着ずつ、それと本部役員の方に配付できますように今、購入を進めておまして、11月9日に発注・契約を終えております。年内に納品の予定となっておりますので、納品され次第、配付するという予定になっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 続きまして、戸籍情報システム改修事業についてお答えいたします。

本事業は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする戸籍法改正に基づく作業となります。令和6年度から新しいシステムでの運用を始める予定で動いており、そのための戸籍情報システム改修及びシステム機器の導入を、来月、1月に予定しております。100%国庫補助対象になっております。補助金申請も完了しておりますが、国からの指示により、契約はこれからの予定であります。年度内完了の見込みです。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 私のほうからは、高齢者福祉計画等についてお答えいたします。

高齢者福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、また、介護保険事業計画は、介護保険事業の円滑な実施を図るため、策定するものです。

町では、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体的なものとして策定しております。3年を1つの期間としており、本計画は現在、8期目計画実施期間中となっております。令和6年から8年を期間とした第9期計画を、来年度に策定する予定です。

策定に当たり、町民の方々の意見・意向を反映させるため、65歳以上の方を対象と

した2種類のアンケートを11月上旬に発送しております。1つは、要介護認定を受けた在宅介護者を対象としたもので、利用している介護サービスの種類やご家族の仕事への影響などが調査の内容となっております。対象は212名でございます。

もう一つは、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、生活環境や健康状況、地域活動など、介護予防につながる活動状況の調査を行っています。対象人数が1,718名です。いずれも対象者全員を調査対象としております。

この後、来年2月にはアンケート集計結果がまとまり、3月には分析作業を経て成果品が納品される予定となっております。分析結果と介護給付費の支給状況等に基づき、来年度、第9期計画を策定する予定となっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） ホームページの改修事業でございますが、8月に公募型プロポーザル方式にて委託業者を選定しまして、年度末までを工期としまして、現在、回収作業を進めているという状況です。

主な改修内容ですが、スマートフォンでの閲覧に最適化したサイト構成及びデザインの変更を行うものでございまして、より親しみやすいものにリニューアルしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） 道の駅改修工事実施設計について、お答えをさせていただきます。

道の駅改修工事実施設計につきましては、現在、建築設計を実施しておりまして、関係機関とも協議をしながら順調に進んでおります。建築確認申請についてもこれから実施して、年度末である来年3月には成果品が納品される予定となっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 植房地先の擁壁点検業務委託についてでございますが、本点検業務につきましては、8月中で完了しております。

なお、点検結果でございますが、前回、平成26年度の点検と比較しまして、大きな変調が見られないということから、短期的な崩落には至らないものと考えられますが、引き続き経過観察が必要という結果となっております。

なお、この結果につきましては、地元の植房区長にも報告済みでございます。

現在、壁面の目地から生えている樹木というのがございまして、それについては、

落下のおそれがあるため、伐採など定期的な維持管理を行っていく予定でございます。11月からそちらのほうの除去作業を実施している最中でございます。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） 今年度より神崎中学校に配置しております医療的ケア児への看護師配置業務について、お答えをいたします。

現在、生徒は週3日、月、火、金の3日間、4時間給食をとってから下校というサイクルで過ごしております。看護師につきましては、午前9時から午後1時までの4時間、生徒のたんの吸引、それから人工呼吸器の曲がり、ねじれ、また詰まりがないように配慮していただいているところであります。

保護者の方や学習を支援している支援員さんとの連携、こちらもうまくいっているようでして、生徒も安心して学校生活を送っておられるということでございます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） すみません、もう一つありました。

トイレ洋式化改修工事についてということで、米沢小学校のトイレ、こちらを8か所、洋式化の改修を行いました。夏季休業の際の工事ということで、もう事業は完了しております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 主要事業、順調に進んでいるということで、喜ばしいことだと思います。

あとトイレの洋式化なんですけど、ある調べによりますと3分の1の児童は和式が使用できないというような結果が出ているみたいで、全国的にも、令和2年の調査では、洋式化率ですが、57%、洋式化が進んでいるというところなんですけれども、洋式化率、米小8か所が工事が終わって、小中合わせて洋式化率が分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） 申し訳ございません、ご用意がありませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 次に行きます。次に、職場環境ということで、男女雇用機会均等法ですか、こちらの改正とか、一般事業主行動計画の策定の義務化とか、こちらは

男女、女性の登用ですよね、こちらが叫ばれておりますが、現在の職員の男女比はどのぐらいでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 職員の職場環境についてお答えいたします。

男女比であります。令和4年度職員数79名に対しまして、男性42名、女性37名、パーセンテージでいきますと、53.2%と46.8%になります。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） また、女性活用促進法ですか、こちらで女性管理職を増やさないというふうに示されていますけれども、女性管理職の割合はどうでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 女性管理職の割合についてお答えいたします。

管理職12名おまして、男性が11名、女性が1名、女性の割合が8.3%ということになっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 障害者雇用、法定雇用率、地方公共団体は2.6%と定められていると思いますが、現在の障害者の雇用率はどのぐらいでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

障害者雇用率につきまして、本町の現在の指数であります。4.94%となっております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） こちらも、ある調査によりますと、いわゆる養育休暇を取られている方は、組織の中で約2.5%はいると。

また、男性の育児休暇取得率は5.6%ぐらいだと言われております。現在の当町の養育休暇、男性の育児休暇等の取得割合はどうなっておりますか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） それでは、療養休暇であります。現在、療養休暇を取っておる者が、療養休暇と休職者、合わせて2名でございます。

また、男性の育児休業を取得しておる者は、現在おりません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） それでは有給休暇取得率、あと補正でも増額していましたが、時間外勤務の時間、状態はどうなっていますか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 有給休暇、年次休暇になりますけれども、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則により、1年間に20日付与され、20日を限度として翌年度に繰り越すことが可能であり、最大で40日、取得することができます。

昨年度中の取得状況であります。平均の取得日数が10.2日になります。平均取得率でいいますと、26.2%ということになります。

また、時間外であります。令和4年の1人当たりの1か月平均の時間で申し上げますと、平均9時間しているということになります。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 大体分かりました。

現在よく言われているワーク・ライフ・バランスというがかなり浸透していますし、各種休業制度、こちらを活用して、多様な働き方を実現することが目標となっております。

しかし、2005年の集中の行革プラン、ここから公務員の定数というのは減らされている一方でありますね。一方で、行政に求められる政策ニーズというのは、本当に多様化している。コロナなんかもそうなんですけれども、長期休業取得者が発生したときに、どのようにして組織、役場の機能を低下させずにいるかがかなり問題になっていると思います。また、特定の職員に業務が集中してしまう。長時間労働、心身の不調を引き起こすおそれも考えられます。

また、全的な数が少ないということで、周囲に遠慮して、先ほど有休の取得率が26.2%ですか、ちょっと低いのかなというところなんですけれども、こういう各種の休暇制度が絵に描いたもちになってしまう側面もあるのではないかと。根本的に職員数が減らされてきている弊害ではないかと思うんですね。現在の定員では少ないと思うんですが、町長、いかがでしょうか、この辺は。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 今、議員のほうからご指摘をいただいたように、年々、仕事が多様化して、ボリュームも増えているということでもあります。しかし、以前は100人以上の職員がいたわけなんですけれども、現在は79名と、大変、職員を減らしてきた。経

済的な理由もあったということでございます。そうすることは、結局は1人当たりの負担が当然、増えてきたということにつながったわけでございます。その中で、やっぱり体調を壊すものも、女性に限らず男性もというようなことで、やはり何人か出てきました。

そうした対策の中で、福利厚生ということで、ストレスチェックを行ったり、相談業務を行ったりということで、メンタルヘルスのケアなどにも取り組んではきております。ただ、抜本的な解決ということは、なかなか難しいところもございますけども、さらに今年度、定年延長の今、条例改正を行ったところでございまして、現在のまま職員の定数を変えないとすると、組織そのものが単純に高齢化していくということになろうかとは思いますが、それは取りも直さず機能低下ということにつながるわけでございます。さらに若い人たち、あるいは全体に1人当たりの負担が増えていくのかなというような心配をしています。

ですから、その機能を維持し、活性化させていくというようなためには、財政状況も見ながらですけれども、当然、職員数をある程度増やしていくと。少なくとも60歳から65歳になる分の人数分だけは若い人を採らないと、単純に高齢化してしまうので、その辺も検討していきたいと、そう思っています。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 今のお話を聞いている中で、職員さんはみんな、うん、うんとうなずいていらっしゃると思いますので、やはり切実なところはあると思います。その上、やはり要望ばかり多種多様に増えていきますので、やはりそこら辺は前向きに検討されるべきだと私は思います。

続きまして、物価高騰対策についてなんですけれども、国の補正予算、決まりました、重点的なものはエネルギー、食料品等の価格の上昇、最大の懸念と言われているところで、電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和というところを、来年の前半までかけて、標準的な世帯において、これはあくまでも都市部なんですけど、都市ガスですから、総額4万5,000円の負担軽減を目指すというふうに盛り込まれておりますが、当町でいくと、4万5,000までは到底いかないだろうなというところはあるんですが、追加支援策、他の自治体のホームページとか施策を見ていました中で、これは当町でもいいのかな、使えるのかなというのが、LPガスの、こちらは通達も来ていると思うんですが、給付金とか、合併処理浄化槽の維持管理費の補助だったり、水道料金の基本額の免除など、ここら辺は検討の余地はあるんじゃないかなと思います。こちらは答弁は要りません。

ただ、その調べている中で、どこの市町村もやはり地方創生臨時交付金をフルに活用して、この施策を組んでいるところがございます。やはりこれもホームページを見てみますと、各市町村、実施状況及び効果検証というのを出しているんですね。こういう支援策をやって、財源は何で、一部では効果検証、こういう効果がありましたというところを出しているんですが、当町でも出すべき、多分マストだと思うんですが、こちらはどうなっておりますか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 臨時交付金の効果の検証でございますが、内閣府の地方創生推進室からの制度運用についての通知の中で、事業終了後に交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について、公表するようお願いするというふうにされております。実際には、令和3年度の一部事業及び令和4年度の全事業に対しまして、事業の成果目標を設定するということが求められております。

本町では、令和3年度事業の実施状況の公表につきましては、「広報こうざき」で行っております。また、効果の検証に関しましては、国への報告は一部、既に行っております。また、なかなか数値化して表現するというのも難しいものであるんですが、今後は町ホームページに順次、掲載していくことを予定しておるところでございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね、なかなか数値化というのは難しいんですけども、こういうことをやっておりますというところをもっとアピールしたほうがよろしいかと思えます。それだけ税金をつぎ込んで、皆さんのために施策は打っているというところは、もっと積極的に表に出すべきだと思っております。

そろそろ来年度の予算編成、年明けに始まってくると思うんですが、これは毎年、聞いているんですけども、来年度の税収の見込み、こちらはどのようでしょうかね。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

9月の議会でも回答いたしましたけども、コロナによる影響ということで、令和3年度の当初予算で8%減を見込んで、実際には4%の落ち込みだったと。令和4年度当初予算については、4%の減と見込み、計上してございましたけども、8月末の調定額で、昨年同期と比較したところ、3%の落ち込みということなんです。ですので、現年の住民税がベースになるんですが、税収については、ほぼ予算額どおり確保はできるのかなと思っております。

また、徴収率についても、11月末現在で比較しても、昨年同期よりも若干、逆にいくらい、プラスの収納率になっておりますので、本年度については、予算どおりの税収が見込めると思われます。

また、来年度、5年度の当初予算の積算、行っておりますけれども、現状から、急激な回復は期待できないものと見込んでおります。ただ、それでも下げ止まりの状況と判断しておりますので、これ以上の下落はないと見込んで、令和4年度並みの税収を見込んでおります。

ただ、ご質問にありましたように、物価高が進んでいる現状から、現状は収納率、落ちてはいないんですけども、来年度は収納率の低下が懸念されますので、そういったことがないよう、納期内納付の推進ということで広報活動等も行っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね、物価高がどれだけ影響するかというのは、ここは読めない部分なので。ただ、思ったより落ち込んでいないというところは、多少明るい材料なのかなというところだと思います。

では、最後の質問です。これはちょっと聞き慣れない言葉で、ちょっと説明させていただきますと、地球温暖化がもたらす気候変動、こちらがかなり深刻化しております。世界の気温や海水温度は上昇を続けておりまして、21世紀末の平均気温を現在20世紀末と比較すると、最大で4.8度、上昇が予想されております。

北極域の海水の減少、台風の増加、これらの気候変動により、農作物や生態系、私たちの生活には様々な大きな影響をもたらすため、気候変動対策は現在、世界全体で取り組むべき喫緊の課題です。

この気候変動問題の解決に向けたアクションの一つとして、飛行機のフライト時に排出される二酸化炭素の削減が指摘されており、いわゆるSAFは、その有効手段として近年、注目を集めております。

SAFというのは、サステナブル・アビエーション・フューエルの略で、持続可能な航空燃料と訳されます。現在、このSAFの原材料となるのは、主に植物などのバイオマス由来原料や、飲食店や生活の中で排出される廃棄物、廃食油などが利用されております。SAFの主な製造方法として、幾つかあるんですが、今現在、最も普及しているのが、使用済みの食用油などを、水素を使って製造する方法です。

カーボンニュートラルの取組の一つとして、この小さな町のメリットを生かして、SAF、持続可能な航空燃料の利用に供するようなことも、使用済みの食用油とか、

業者さんだったり一般家庭だったりを再利用するような考えも、何か取組として考えられるのではないかと思うんですが、こちらはどうでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） ご質問にお答えいたします。

使用済みの食用油の再利用ということですが、新聞等によりますと、国内で排出される廃油の量ですが、年間で50万トンと言われているそうです。これを25メートルプールに換算すると926杯に相当するそうですが、大手企業等であれば、その回収を行って再利用ということで、先ほど出ていますけども、SAFの原料となりますので、活用が見込めるところではありますけども、一般家庭から排出される油につきましては現状、固化して生ごみとして出すというのが大半になっております。

それらについても、量的には微量ではありますけども、CO<sub>2</sub>削減の一環として再利用されるのであれば、大きな効果を期待できる場所でもありますので、その回収についても検討が必要であるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 空港も近くにありますが、空港圏域というところでもその地の利を生かして、聞きますと、空港の拡張の話の中には、このSAF燃料の利用等も計画に入れるというような話も聞いておりますので、地の利を生かして、かつスモールタウンのメリットを生かして検討していったらいいのではないかと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） ご質問にありました、小中学校の個室トイレの洋式化率ということで、まず学校、個別に申し上げます。

神崎小学校が、設置数33基に対しまして、14基が改修済みでございます。割合にいたしますと、42%ですね。

それから、米沢小学校、こちらが26基ございまして、そのうち今回8基改修ということで、合計18基、改修が済んだということで、洋式化率としては69%ということになります。

それから、中学校ですね。これが31基中14基、改修率にしますと45%です。

小中学校を合計いたしますと、全部で90基設置されておまして、洋式化が46基ということで、割合にいたしますと51%というような形になっております。約半数が洋式化ということでございます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） すみません、そこなんですけど、令和2年の洋式化率が57%なので、これは国としても様式を進めておりますので、平均よりは上に行けるような施策を取っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、3番 高柳 智議員の質問を終わります。（「関連」と呼ぶ者の声あり）

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 一般質問の関連はあんまり芳しくないようなことを議員の中でもありますが、大事なことから。

職員の職場の環境について、療養休暇等についての部分について、町長と総務課長にお聞きします。

長期にわたり体調を崩して入院している職員が、昨日、私のところにたまたま電話が来まして、今、議会中かと言ったら、議会中。それで、12月12日に退院する、ああ、よかったなど。それで今、高柳議員が一般質問の通告を出してあるから、この件について本会議の議場で関連、議長が認めるか認めないかは分からないけども、今、認めたら聞きます。

10か月も入院していて、今の体調はどうなんだと細かく聞きました。車椅子。トイレはどうなんだ。そうしたら袋を。それで、役場に行くのかと言ったら、働く気はもう十分にある。ただ、3階に今、1つ名札が立っていない席があるが、神崎町役場は、議員の中で年取った人は、エレベーターをつけてくれと言ったんです。車椅子じゃ3階まで上がれないよと。でも働く気はある。あと定年も1年延びたからと。それで、車も改造して、自分で運転できるというわけで、職員の職場の環境、まず車椅子の職員は今いませんが、この人を、もう来るんじゃないよとは言えないと思います。公務員なんですから。働きがあるなら。どのような考えでいますか。12月中は自宅療養するが、役場へ行く気はあるということです。これを町長か総務課長に。再質問しません。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

個別の事案の詳細についてお答えということはなかなか難しいと思うんですが、その休暇を取っている原因、そういったものの解消であるとか、そういったものの経過

を聞きながら、執務に当たれる職場環境、そういったものをこれから考えていきたいなど思っております。

以上です。

○10番（寶田 久元君） はい、考えてください。

終わり。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、関連質問も終了いたします。

ここで休憩いたします。議場の時計で14時10分までの休憩いたします。

（午後1時55分）

---

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時10分）

○議長（大原 秀雄君） 一般質問を続けます。

◇ 4番 荒井葉一君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井葉一議員の質問を許します。

○4番（荒井 葉一君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今年、小学校の運動会、中学校の体育祭、保護者等の制限もなく行われ、町民運動会も60回目の節目のファイナル、大変盛況でした。来年以降も、神崎町ならではの町民の子どもからお年寄りまで参加できる町民運動会に代わる何らかの行事があってもいいのではないかと、検討してみてください。

ここに来て、また新型コロナウイルスも、とうとう8波まで来てしまいました。オミクロン株対応のワクチンの集団接種も始まりました。1月には成人式、出初め式、3月には卒業式と酒蔵まつり、その他いろいろな行事もあり、制限のある生活がまた強いられるのではないかと心配です。新聞等での日々の人数、累計も出ませんので、神崎町の新型コロナウイルス感染者状況も全然分かりません。昨日現在の新型コロナウイルス患者の人数を教えてくださいたいと思います。

これからは自席にて質問させていただきます。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 感染状況の質問にお答えさせていただきます。

令和4年9月26日から、全国一律での新型コロナウイルス感染者の全数把握というものは見直しが行われ、県から市町村への日々の感染者情報の提供は行われず、千葉県全体での感染者数の公表に変更となりました。

これまで、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方は、医師による発生届の対象、必ず発生届の対象とされていましたが、9月26日以降は、1番、65歳以上の方、2番、入院を要する重症の方、3番、重症者リスクがあり、かつ新型コロナの治療が必要な方、4番、妊娠されている方の4つの類型に当てはまる方となり、それ以外の陽性者は、ご本人の意思で直接、HER-SYSという陽性者登録センターに連絡をして登録することとなりました。

これに伴い、町内の感染者数も、9月26日時点で526人であったことを最後に、その後の感染者数の更新はできておりません。

今、ご質問がありました昨日の県内の感染者状況は、5,351人で、2名の方がお亡くなりになっております。これを1週間平均で見ますと、やっぱり300人から1,000人単位で増加しています。県全体では感染者数が増加傾向にあり、町内でも感染者が増えているということは肌感覚でも分かるんですが、実際の数というのは明確ではありません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井葉一議員。

○4番（荒井 葉一君） 昨年は12月までの感染者は50名でしたよね。ちょうど50名で、当時は千葉県下でも睦沢町と、いい意味での最下位争いという感じですか、そういう人数だったんですけど、今年はだから都道府県別では新聞等に千葉県何名、死亡者数何名、感染者数ですか、出ていますけど、今の答弁ですと、やっぱりそういう人数的なことは、町のほうに報告はないんですか。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 県のほうから町で何名発生しているという情報のほうは、提供のほうがありません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井葉一議員。

○4番（荒井 葉一君） じゃあ、それ以上あんまり質問しても意味がないと思いますので、この辺でやめておきますけど、65歳以上の5回目のオミクロン株の接種が始まりまして、また明日、寶田議員のほうも一般質問で通告書が出ていますけど、ワクチン、1回目から4回目までの接種率を教えてくださいたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 荒井議員の質問にお答えします。

オミクロンの接種率は、現在の平均で32.01%となっております。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井葉一議員。

○4番（荒井 葉一君） 12歳、今、低年齢者の接種も行われていますけど、そちらのオミクロンのほうの状況を教えてください。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 荒井議員の質問にお答えします。

ゼロから4歳と、5から11歳のオミクロン接種は現在、認められておりませんので、12から15歳と16歳から19歳のほうでお答えさせていただきます。

12から15歳のオミクロン接種率は26.71%、16から19歳のオミクロン接種率は35.48%、20歳から29歳は26.65%というふうになっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井葉一議員。

○4番（荒井 葉一君） 全国で亡くなっている方は、昨日現在5万人を超えていますけど、神崎町のほうで、感染者数が分からないと、やっぱり死亡者人数も分からないですか。分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 荒井議員の質問にお答えします。

新型コロナによる死亡数は、こちらのほうでは把握しておりません。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井葉一議員。

○4番（荒井 葉一君） なかなか新型コロナウイルス、消滅しません。不便なことがいっぱいあり、もう3年前の生活に早く戻りたいと思います。今月に入って、また変異株が出てきましたけど、まだまだ手洗い、消毒、マスクの励行、しなくてははいけないかと思われま。

以上で、コロナに関する質問を終わります。

続きまして、そのコロナウイルス対策の質問をさせていただきたいと思います。町には、神崎・米沢保育園、2つの小学校に、中学校と、5つの施設がありますが、コロナウイルス対策による換気のほうはどのようになっていますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） 私のほうからは、小中学校における換気対策ということでお答えしたいと思います。

コロナウイルス感染予防のための換気の予防措置ですね。まず、学校につきましては、各校に空気を循環させるサーキュレーター、それから空気清浄機、こちらを設置しております。

それと、空調が全体に行き渡っておりますので、窓は時間を定めて開放して、換気対策はそこで十分に行うという形を取りまして、授業を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井葉一議員。

○4番（荒井 葉一君） 中学校は山を背にして、小学校、保育園もそばに山があったりと、先ほど言われたようにサーキュレーター、いろいろ使っていますけど、窓を閉め切りということはあるまいでしょう。仮に開けて換気するとしたら、虫とか蜂とか、そういう侵入は大丈夫なんですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたけれども、時間を決めて窓を開放しながら換気は行っているところでございます。

虫や蜂が教室内に侵入して、何か被害を受けたということは、特に報告を受けておりません。特に対策も取っていないというような状況でございます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 私の聞いたところによりますと、虫の侵入はあったという話をちょっと聞いておりますけど、茨城県の稲敷、そこの施設は16あるそうなので、防音装置付きのやっぱり校舎なので、網戸の設置が難しかったらしいんですけど、一応、全館、網戸の設置をしたそうなんですけど、そういう子どもたちが勉強するに当たって影響を考えれば、必要不可欠じゃないかなと思うんですけど、その辺の対策は考えていないでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

必要不可欠かというところは、その辺はちょっとお答えしづらいところではございます。

稲敷市につきましては、学校は12校あるそうでございます。それで、確かにその12校に全て網戸が備わっているというような形で確認は取れております。

財源がやはり必要になってまいりますけども、稲敷市の場合は、今回のコロナ対策の臨時交付金、そちらを財源として設置したというようなお話でございまして、神崎の場合は今回はその事業は行いませんでした。別な関係の事業に充てたということでございます。

これを今から個別に学校に網戸を設置するということになりますと、全て自主財源という形になりまして、金額的にも結構な額になってくると思われまますので、現在のところは、まだ網戸の設置等は考えてはございません。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 確かに今言われたとおり、かなりの金額がかかったそうです。神崎もやってくれとは何とも言えないですけど、金額がかかることですから。ただ、安全第一ですので、子どもたちが安心して勉強できる環境づくりをしていただきたいと思えます。

じゃあ、続きまして、質問を変えます。2020年の9月に、一般質問で、大貫地区の親水公園をその後、逆勾配にしたのは、何らかの理由なくして交金を使ってまで工事を行うことはあり得ませんという当時の課長の答弁でしたけど、そのときはちょっと聞きそびれてはしまったんですが、その理由とは何だったのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 大貫親水公園の逆勾配ということでございます。

平成24年度に、大貫ふれあい親水公園の水路内にU字溝の敷設がなされ、その結果、水の流れが当初とは逆になっておるとい、そのことが逆勾配ということなのかなと思えます。

主な経緯ですが、もともとU字溝を敷設する以前より、親水公園水路に水が滞留するということが問題となっておりまして、周辺の水田の水はけが悪くなるなどの改善の要望が寄せられておりました。

一方で、水中ポンプ、ポンプによって武田側から水を吸い上げて流していたわけですけども、そちらの水中ポンプの操作員、そちらはその先にある排水バルブ等の操作も行っていただいていたと聞いているんですが、そちらのほうの担い手が確保できなかったこと。そのようなことから、平成22年度からポンプアップを停止して、大貫区の排水路側に悪臭等が出ないか様子を見るということとしましたが、2年半程度、様子を見たということですが、特に相談や苦情等が寄せられることはなく、支障は認め

られなかったということでございます。

その後、親水公園の排水のため、U字溝の敷設をしまして、水路内での水の滞留を解消したということでございます。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 今言われた滞留なんですけど、その場所での滞留はほぼないと。その当時は多少、動きがなかったのかもしれないですけど、もっと手前側の道路側は全然滞留、本当にため池状態の場所があるんですけど、そっちのほうのことは考えなかったんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） まず、隣接する水田の水はけが悪くなるというのは、どちらかという武田地先側、武田側のほうなんですけど、そちらのほうの水田の排水ルートになっていたというのが主な原因ということで聞いております。それですと耕作に支障を来すということで、そちらのほうをまずは解消する必要があったということで、U字溝の敷設に至ったということでございます。

あともう一つ、水が滞留していることで、米沢小学校のほうで児童の危険箇所というご指摘もあったということで聞いております。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 米沢小学校、あそこで何かやる授業があったんですか。隣の支援学校なら分かるんですけど。それで、そのときの課長の答弁が、「地区の皆さんの総意、それを聞かせていただいて対策を取り、一番理想的な方法を探ってまいりたい」という答弁があったんですけど、話合いというのは持たれたんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 大貫地区との排水対策につきましては、現時点で地元地区との協議等は実施できていない状況でございます。U字溝の敷設の以前におきましても、大貫区の排水路へ十分な水量を流すことは難しい状況でありました。いずれにしましても、この水量や勾配の状況では、大貫区側へ水を流すことはとても困難が伴うということで、改善策を見出すことができず、現在に至っておるというのが実情でございます。

ただ、一昨年に大貫地区の排水路の測量を実施しておりまして、その測量結果を整理・分析する必要があると考えております。その上で、今後の排水対策の方法を、地元地区の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 結局のところは、公金など使わなくて、そのままの状態ではっきり言ってよかったですよ。そうすれば、多少なりとも時期によっては田んぼの排水が流れて、そんなにそこに滞留したから臭いだとか、水が濁るとかそういうあれは、結局のところ田んぼと用水路の公園の水路との間にはすごい段差がありますよ。今でも。当時もそのぐらいの段差があったので、そんなに排水路として影響があるところじゃなかったんですけど、地元の人からしてみれば、本来ならそんなに金まで使ってやっては別にほしくはなかったんですよ。せっかく当時、ふるさと創生の一環で地元でそういう公園を造ったので、本当はそれを生かしていただきたいかったのは、地元の本音なんですけど、もう今はああいう状況になってしまったので。

だからせめて逆勾配にしたコンクリートなんですけど、見ていただきたいと思えますけど、草刈り、毎年地元の人が、大貫地区の人が年に4回ぐらいやるんですけど、その逆勾配にしたコンクリートが、常に草を刈ると当たるんですよ。去年でしたか、役場の職員の方で一度やっていただいた経緯がありますけど、普通に草が短い状態で刈るんでしたら、避けながらできたんですけど、もうあれだけ人間の背ほど伸びるような状態で、年にそれでも4回やるんですけど、やっぱり草を刈ったときに刃が当たるので、できれば逆勾配のコンクリートだけは撤去していただきたいなど。今後、多分、大貫の地区の人がずっとある限りは草刈りするんでしょうから、その辺、検討をお願いいたします。

それで、先ほども言いましたけど、一度、地元の方とそういう話合いの場を設けていただきたいと思えます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） ご指摘いただきましたU字溝の撤去につきましては、現段階ではまた再び水路に水を滞留させる原因になりますので、難しいと考えております。

ご指摘あったように、大貫地区の皆様には、除草作業を毎年、行っていただいて、大変感謝しているところでございます。U字溝付近に、私もちょっと現場を見させてもらおうと、やっぱり石だったり岩が多く集まっているという状況がございまして、除草作業にも支障があるということですので、対応可能な改善策、今後、検討してまいりたいと思っております。

あと、引き続き泥揚げ作業や、今年も9月に一部、泥揚げ作業を町のほうでやらせていただきましたが、除草作業、部分補修などを必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） ありがとうございます。

続きまして、先ほど町長の行政報告にもありましたけど、町民に全員に配られました笑顔くらし応援券の利用状況は65.8%ということでしたので、その質問は取り下げます。

次なんですけど、私もやっと作りました。マイナンバーカード、現在の普及率を教えてください。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 荒井議員のご質問にお答えいたします。

11月末現在になります。2,939枚交付しております。普及率は50.6%となっております。県内トップは、60%を超えております御宿町で、63.3%。続いて浦安市の63.1%となっております。

神崎町は、町村の中では17町村中6位、県下では32位という順位になっております。以上です。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） それすごい順位なのか、その辺はちょっと定かでないんですけども、まだ自分も作ったのはいいけど、一回も使っていないんですよ。使っていないというより、使える場所がないし、どこで使っているのかもまた提示されたこともないし、完全にそれが使える状況が来るのはいつ頃なんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

今回、マイナポイントの付与の条件として、口座の登録であるとか保険証のひもづけといったことがあります。実際こういったことについても、まだまだ病院での機械の普及率が少ないことから、なかなか使える場所がないというのが現状かなとは思っております。

ただ、税のほうで、この10月からコンビニ交付、以前でしたら役場でしか取れなかった所得証明であるとか課税・非課税証明書、こういったものをコンビニで24時間取れるようになっております。また、住民票、印鑑証明、こちらについても以前からコンビニで休日でも取れるような体制は整っております。

さらに、民間のサービスになりますが、インターネットバンクだとか、場所によってはコンサート等のチケットレスサービスだとか、それと行政面での手続では、子育て支援、ワンストップ化、オンライン化だとか母子健康情報サービスといったものも

順次、進めておりますが、確かに現状、使えるところというのはまだ少ないところではありますので、ただ、これがいつになったら大幅に使えるのかというのは、まだこちらでも把握ができておりませんので、順次、拡大ということしか申し上げられないんですが、いずれにしましても、国が掲げる100%普及というのはなかなか難しいとは思いますが、そういった今後、拡大される利用目的に有効に使えると思いますので、取得を皆さんにはお願いしたいところであります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 新聞紙上等で、来年には健康保険とひもづけになる話をしていたので、うちの母親がちょっと心配しているんですよ。作ろうか、でも紙の保険証がなくなっちゃったらどうしようかと。だから年寄りにはちょっと連れて行って、ちょっと今、足腰が弱ってきたもんで、なかなか写真の撮れる場所へ連れていくのも困難なんですけど、何かいい方法はないでしょうかね。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高齢者の方の普及ということでしょうか。ほかの町の例でいいますと、例えば出張相談会であるとかを行っている市町村もありますので、体制として今、職員が少ないので、なかなか出張して相談会をやると窓口がいなくなってしまうので、難しい面もあるんですが、そういった交通弱者の方も含めて、各地区での例えば出張相談会とかいうのも一つの方法かなとは考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） ぜひお願いいたします。

最後になりますが、大原議長の一丁目一番地の例の郡踏切のことなんですけど、進捗状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 郡県道踏切につきましては、千葉県が事業主体となる踏切拡張事業でございます。令和2年度から事業が再開され、現在も進められております。なお、令和3年4月には、踏切道改良促進法という法律に基づく改良すべき踏切道というものに指定がなされております。こういったことで、事業が加速するということを町のほうでは期待していたということでございます。

昨年度、令和3年度につきましては、境界確認のための用地測量及び用地交渉に着手しておるといった状況でございます。

今年度につきましては、用地費とは別に補償費というのが用地買収のときは出るんですが、その補償費算定のための物件調査及び継続しての用地交渉を実施しており、年度内をめどとしまして、契約ができるよう進めていくと伺っております。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） せんだってあの近所で工事していましたよね。何日かかけて。それは直接、今度の踏切工事とは関係ないんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 恐らく昨年、実施していたのは、水道の施設ではなくて……。 （「1か月、2か月ぐらい前にやっていたもの」と呼ぶ者の声あり） そうしましたらきっと踏切のところだとすれば、測量業務、もしくはJRさん側の何か作業かなと思います。県で何か踏切に関して工事をしたということは聞いておりません。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 私のほうは以上で質問を終わりたいと思います。どうもいろいろありがとうございました。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、4番 荒井葉一議員の質問を終わります。  
続けて一般質問を行います。

◇ 5番 鈴木節子君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木節子議員の質問を許します。

○5番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただ今、議長より許可されましたので、発言させていただきます。

まず、コロナウイルスについてですが、ワクチン接種も始まっていますが、感染の第8波はすぐそこまで迫っています。もう入っているかもしれません。さらにインフルエンザの同時流行もあり得るとのことです、一日も早いワクチン接種が望まれます。

次に、昨年の総選挙、今年の参議院選挙でも、ジェンダー平等に対する女性たち、特に若い女性たちの関心が高く、都市部では、私にも言わせてくださいとマイクを握って話をしてくれた人もいたそうです。これには、ジェンダーギャップ指数で世界120位——2021年です——という日本の深刻な後れがあり、ジェンダー差別と格差のもとで、様々な思いを抱えた数多くの女性たちがいるのだということです。

実は「ジェンダー平等」と日本の行政で使われている「男女共同参画」とは、かな

りかけ離れている印象があります。「ジェンダー平等」という用語を避けたい政府の思惑から、「男女共同参画」という用語は出てきたものと思われます。それでも世界的なジェンダー平等の推進の流れを受けて、日本でも不十分ながら男女共同参画社会基本法が制定され、2000年に第1次男女共同参画基本計画が策定され、2020年12月には第5次計画の策定まで進んでいます。

それでは、自治体におけるジェンダー平等の取組はどうなっているのか、質問したいと思います。

以下は自席にて行います。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、まず自治体におけるジェンダー平等をどう進めるかということで、町の計画策定状況はどうなっているのかということです。

基本法は、第13条で、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府の男女共同参画基本計画を策定することを定めています。また、14条では、都道府県に男女共同参画の策定を義務づけ、市町村には努力義務を課しています。都道府県の計画は、47全てで作成されていますが、一方、努力義務とされる市町村では、市区で98.3%、町村は69.4%です。

神崎町では策定されているのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 鈴木議員おっしゃる男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画というものが、努力義務として法律で定められております。また、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画というものも、同様に努力義務として、ジェンダー平等の関係で定められているというものでございます。

いずれにしても、現時点で神崎町では未策定という状況でございます。

今後、町の総合計画の後期計画策定時に実施予定としております町民アンケートに、ジェンダーの関係の内容を盛り込みまして、そのアンケート結果を踏まえて計画を策定していくという予定としております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 計画策定の審議会、検討会のメンバーには、女性を入れることは大事だと思うんですけども、女性が加わるような予定はあるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 女性がというか、男女を問わず、そちらのほうはバランスを取って、そういう策定委員であるとか関係者については、そのような構成

で実施していくのが適当ではないかと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、一刻も早く策定してほしいのですが、これは策定したまたその後も、5年ごとにその地域の実態・要求を踏まえて、ジェンダー平等を前進させる上でよりよいものにつくっていくということが求められております。そういう改定が必要となりますので、その先のことも考えていってほしいと思います。

では次に、町の管理職登用についてはどうなっているかということで、自治体における地方公務員管理職への女性登用は、それぞれの自治体の努力で改善できるもので、自治体の姿勢と取組の到達度が明らかになります。市区町村では、課長職以上には、2015年には12.6%、2020年には15.8%と前進していますが、神崎町では何%になりますか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

本町における女性管理職の登用状況であります。女性の活躍推進法21条に基づき、特定事業主による女性の職業選択に資する情報について、町ホームページに公表しております。その中にも出ておりますが、令和4年4月1日現在、女性の管理職は、12人中1人、8.3%となっております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 取りあえずの目標では何%だったんですか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） この計画策定時の目標では、7%でございました。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 何か最初の目標が低過ぎるような気もしますが。

それでは、次の計画的な登用は考えているかということで、女性職員の採用・登用のための研修、そして出産、子育て、就職継続、仕事継続への支援など、環境整備については、具体的には検討しているのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 現在、女性に限ってそういった支援の環境整備のというのは行っておりません。男女を区別なくの研修を行っております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やっぱり全部まとめて大ざっぱではなくて、女性には女性に対する対策を考えていただきたいと思います。

次に、家庭を顧みずに全力で働ける人を、暗黙のうちに管理職登用の条件としていくことはないでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 管理職登用の条件に、そのような考えを持っていることはございません。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） これは多分、表立っては出ていないけれども、暗黙のうちにそのようにしている場合もあると思いますので、気をつけていただきたいと思います。

女性を登用しても、数が少ないうちは孤独になりやすいので、やっぱり続けていただくためには、全庁的に同じ立場の人とつながりやすい、助言をもらいやすい、そういう環境づくりまで考えていますか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

今後、職員全体に関します女性職員の割合が増加することは、明らかでございます。組織全体の活性化にも、女性職員の活躍は必要不可欠であります。職員の能力、実績、意欲、適性等を十分に考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） ですから、女性を登用したら、まだ下の数が少ないうちは、周りでサポートしていく必要があると思うんですね。その人だけ突出してやっても、孤立していっちゃうと、それでその先、伸びていかないということもありますので、やっぱり数の少ないうちは、それなりに周りがサポートしてあげてほしいと思うんです。

次に、これからのリーダーシップは、部下を引っ張っていくことよりも、丁寧なコミュニケーションを通じて、部下の潜在能力を見出し、その能力が開花するようサポートする力が大事だと認識しているでしょうか。

町長の認識はいかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） おっしゃるとおり、今の時代、確かに強引にあれをやれ、こ

れをやれというようなことで働かせるという時代ではないのかなとは認識しております。そういった意味でも、いろいろな相談に乗ったり、こちらからもいろんな指導をしたり、お互いの交流を図りながら進めていると、そういうような状況でございます。

特に女性管理職、あるいは女性の6級、7級の方々については、いろんなサポートをしていくということでございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そのようにお願いいたします。

次に、ジェンダー平等に導くための第一歩として、女性模擬議会を開催してはどうかということであります。山形県の庄内町議会では、議会への女性登用を推進する目的で、2021年11月——去年ですね——に女性模擬議会を実施したとのこと。広報などで参加者を募集して、応募者の中から8名の模擬議員を決定しましたが、その人1人に任せきりにはせず、一般質問の内容の組立てや質問のこつを現職の議員がアドバイスしたり、また、事前リハーサルを行ったりして、町議会は一丸となってサポート体制を取ったということです。

福祉や子育て、教育など、女性ならではのテーマが多く見られ、終了後には、議会への関心が深まったとの声が聞かれ、その中には、次回選挙への立候補を検討したいという人も出て、議員の成り手不足対策としての効果もあったそうです。

神崎町でもやってみてはどうでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

ジェンダー平等というようなことで、いってみればその一人一人の人間が性別にかかわらずお互いに権利、義務、それをお互いに分かち合う、平等に分かち合うというようなことだと思います。一緒に物事を決めていくということかなと思います。体の形は違って、平等だということだと思います。

一般的によく言われているのは、社会的、あるいは今までの文化的な流れの中で、男女の差ができていて、あるいは認識されてきたということだろうと思います。そういったものを、やはりこれからは一人一人がそれでいいのかというような問い直しも必要だろうと思います。

その一人一人の人権を十分に尊重しながら、責任を分かち合って、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に生かしていく、そういう社会をつくるためには、まずはそういったことを、特に先ほど言われましたけども、女性のサポートと言われましたけども、女性を対象にした、まずは意識高揚というようなこと、そういう講習だ

とか研修だとか、そういうこともやった上で、その延長線上に模擬議会があってもいいのかなと、そういうふうに思っていますので、まずはそういった、あるいは専門家を招いて講習会なりを開くというようなことがまず先かなと、そういうふうに思っています。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、いずれ女性模擬議会の開催も考えてみていただきたいと思います。

では次に、町議会議員選挙における選挙公営についてですが、供託金制度の導入により、選挙には立候補しやすくなるのかということで、神崎町も来年の町議会選挙から供託金制度が導入され、その額は15万円とのことですが、これにより、議会の議員の成り手不足が解消されるという理由を説明してください。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 質問にお答えいたします。

供託金制度でありますけども、これまで町村議会選挙以外の選挙には設けられてきたものであります。令和2年6月の公職選挙法の改正で、町村議会議員選挙にも導入がされました。

供託金制度だけを見ますと、立候補しやすくなるのかというところですが、供託金制度の目的でありますけども、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や、売名行為の防止の目的のために、そういった趣旨で導入された制度であります。

これを単体で見ますと、立候補しやすくなるという点では言えませんが、同時に導入されました町村議会議員におけるビラの頒布の解禁と、今回の選挙公営の公費負担、この3点をセットで考える必要があると考えております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 私は成り手不足が解消される1つの方法かもしれないと思っています。私も初めて立候補したとき、選挙にはどれくらいお金がかかるのか、はっきり教えてくれる人がいなくて、少し不安でした。その点、供託金の15万円さえ払えば、最低限の選挙活動はできると分かれば、手を挙げてくれる人が増えてくれるんじゃないかと考えています。その点で、私はこの制度に賛成しております。

次に、選挙公営が拡大され、公費で実施できる内容について詳しく聞きたいと思います。

まず1つ目、選挙運動用自動車について。この自動車は、町が自動車を借りるお金

を出してくれるだけなのか、それとも町が自動車を用意してくれて、貸してくれるのか、どちらでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

こちらの選挙運動用自動車の使用につきましては、候補者のほうで業者さんと有償契約のほうを結んでいただきまして、業者さんからの請求に基づき、町が支払うものであります。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 自分で自動車を借りてくる場合、町は、さっき出ているこのぐらいの金額で全部負担してくれるわけではないんですか。全額負担してもらえるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 自動車の契約の方法でありますけども、2種類ありまして、ハイヤー契約、タクシー業者と契約を結んだ場合は、6万4,500円掛ける、日数でいきますと5日間になりますので、それが上限の金額になります。

また、ハイヤー契約を結ばずに、自動車の借入れを行った場合、いわゆるレンタカーの場合には、1日1万5,800円掛ける日数、5日間を計算して……、ごめんなさい、1万6,100円に上がりましたので、1万6,100円掛ける5日間が上限で公費負担されるということになります。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） すみません、その金額で足りるとお思いでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

ちょっと私のほうでレンタカーやタクシー契約をした場合の費用というのは算出していないんですけども、公職選挙法の中で、この金額、また今回、条例改正いたしましたけれども、決まっておるものでありますので、この範囲内でやっていただくという形になります。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） これ、足りない場合は町が出してくれるようになればいいか

などは思いますけど。

では次に、選挙運動用ビラの作成についてですが、印刷は町のほうでやってくれるのでしょうか、それとも作成費を出してくれるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

こちらにつきましても、候補者のほうでビラを作成する業者さんと契約を結んでいただきまして、その請求に基づいて町が負担をいたします。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 自分でこれを作成する場合は、1回配布する分だけとしても、町の世帯数は約2,500ありますから、どうして1,600枚と区切ってしまうのでしょうか。あとせめて400枚、町の裁量で出してもらえないでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

この1,600枚につきましても、公職選挙法で決まっている町会議員選挙におけるビラの頒布枚数の上限になっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） ということは、これは最初から全世帯に配布しなくてもよいと言っているのと同じことになりますけど、いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 選挙用ビラの配布方法ではありますが、限定的となっております。新聞折り込み、選挙事務所内、個人演説会等の場所での頒布に限られておりますので、この枚数の範囲内で、ビラの頒布のほうをお願いする形になります。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、1,600万円と決まっているからということのようですねけれども、実際には全世帯、配れないわけですから、その分、町がどうにかお金を出してくれる必要はないのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

条例で令和3年3月、決めました公費負担の中で、町ができる範囲は上限となって

おります。そのような考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やっぱり条例で決まっていたとしても、実状に合わない場合は、町がお金を出してでもそういうふうにするべきじゃないんでしょうか。条例で決まっているから、条例で決まっているからとそこで区切っちゃうと、私はよくないと思います。

次に、選挙運動用ポスターの作成について、今はパソコンと印刷機を使って自分で作れる人もいますが、大体の人は個人で作成するのは難しいと思いますので、印刷屋さんに頼むことになるんじゃないかと思います。しかしその前に、ポスター用の写真を撮ることになりますが、これも写真屋さんに頼んだ場合には、その写真代も出してもらえるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

ポスターの場合も、業者さんと候補者との間で有償契約を結んでいただきます。その契約の内容の中に、印刷代の中に写真撮影代が入るかどうか、その点はその契約の中で候補者さんのほうで話し合いをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうすると、何か全部、自分で頼むんですね。もうちょっと簡単にやれるようになれば、立候補しようとして手を挙げてくれる人も増えるんじゃないかと思うんですけども。

次に、供託金の没収点について聞きたいということで、これはもしかしたら午前中の椿議員とダブっているかもわかりませんが、まず没収点の計算式はどうなっているんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

没収点の計算方法でありますけども、有効投票数を議員定数10で割りまして、10分の1を掛けるという計算方法になっております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） よく落選者に、法定得票の三角印がついているのを新聞で見るとは、この法定得票と没収点とはどう違うんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

法定得票数のことだと思いますけども、法定投票数につきましては、当選するために必要な票数になります。計算方法といたしましては、有効投票数を議員定数で割りまして、こちらは4分の1を掛けるという形になります。

一方で、没収点でありますけれども、こちらはこの没収点に達すると、供託金が返ってくるという点数になります。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 神崎町供託金没収点は、モデルケースと照らし合わせると、何票になるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

モデルケースを私のほうで把握していませんので、その点はお答えできませんが、前回の例でいいますと、令和元年7月の町会議員選挙の例で例えますと、3,378票の有効投票数、これを10人で割って10分の1を掛けると、33.78票、こちらが前回に例えた場合の没収点となります。

現在の有効選挙人名簿数を投票率70%と仮定してやった場合の有効投票数が約3,500になりますので、没収点は35票、大体そのくらいの線になるかと考えております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） このモデルケースというのは、町から頂いた印刷物に載っているんですけども。

それでは次ですね。落選しても、没収点以下にならなければ、供託金の15万円は返してもらえると思いますが、さらに立候補のハードルを下げると、町村の場合、得票数にかかわらず立候補者全員に供託金を返すということはできないのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

そちらはできないものとなっております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それができないとなると、なかなか手を挙げてくれる人は増

えないですね。

では次に、高齢者の補聴器に助成をとということで、高齢者の補聴器は、耳の聞こえを補うだけのものではないということで、前にも高齢者の補聴器購入に補助をと要望したことがあると思うんですけども、加齢による難聴は誰にでも起こることであり、コミュニケーションが図りづらくなり、心理的・身体的にも影響があるといえます。専門家からも、耳が聞こえにくいと会話がうまくいかず、外に出るのがおっくうになって、ずっと独りで家の中にいると社会的に孤立していき、うつを発症する可能性が高くなるという意見が出ています。また、国のオレンジプランでも、難聴と認知症の関係に言及しています。

まず、神崎町では、加齢性難聴者の実態調査はしていますか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

本町では、ご指摘の調査は実施しておりません。ただ、令和2年10月から令和3年9月までの1年間における要介護申請、こちらのほうの認定調査のうち、聴力に関する調査結果につきましては、対象者278人のうち、普通に聞こえると答えた方が118人、42.4%、やっと聞こえると答えた方が110人、39.6%、大声なら聞こえると答えた方が43人、15.5%、ほとんど聞こえないと答えた方が5名、1.8%。認定調査ですので、判断不能な方がお二人いらっしゃいました。こちらはパーセンテージで0.7%となっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうしますと、半分近くの方が、大なり小なりよく聞こえないと言っているわけですね。

全国で114自治体が、補聴器の助成を実施しています。神崎町でも今後、実施を検討していくつもりはありますか。町長の答弁を求めます。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

高齢者に対する難聴の方の補聴器ということでございますけれども、高齢者の割合を単純に考えますと、大体3分の1以上はいるんだろうと考えますと、2,000人近くの方が高齢者としておられると。そういった方が、どれだけの難聴あるいは聞こえにくいということがあるのか分かりませんが、その数の方々に、例えば助成を出すとすると、かなりの負担が出てきますので、今すぐどうこうという状況にはまだなっ

ていないと、周辺の動向も勘案しながら、検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） これは全部の人に出すと大変ですから、やっぱりまずはどれだけ難聴者がいて、どの程度の難聴なのかということ、全町的にまずは調査する必要があると思うんですよ。そこから始めて行っていただきたいと思います。

では次に、補聴器と集音器は違うということで、高齢者がなかなか補聴器を購入しづらいというのは、金額が高いということがあります。安いものでも10万円近く、高いものでは30万円もするのです。

ところが、通販などの広告では、2万円くらいのもも載っています。これを見ると、助成なんか待っていないで自分で買える金額ではないかと思う人もいるんじゃないかと思いますが、これは補聴器ではなく、実態は集音器なのです。最近、よく見ると小さくそう書いてあります。

補聴器と集音器の違いは認識されていますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

補聴器と集音器は、どちらも耳に入れて音を大きくする機械であり、機能的には似ておりますが、補聴器は、厚生労働省から効果や安全性、こういったものについて認可を受ける必要がございます。販売においても、対面販売が基本であり、カウンセリングやテスト装用、試しに補聴器を使ってみる、こういったことなどを行う必要があります。薬事法で定められた医療機器であり、一定の基準を満たす必要があるというのは補聴器というふうに認識しております。

一方で、価格について、集音器のほうが安いというご指摘がありましたが、やはり新聞やインターネット等で販売されており、家電量販店でも販売されているというような実情でございます。補聴器と集音器は違うということで、認識はしてございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 補聴器というのは、入ってくる音に応じて、出力する音を細かくコントロールすることができるんです。ところが、それに対して集音器というのは家電なんですね。分野としては家電なので、値段は安いんですが、全ての音を一律に大きくする仕様になっているものです。そういう違いがあるんですね。

これはいまだに混同している人もいて、補聴器だと思って集音器を買ってしまい、全ての音が耳に一律に飛び込んでくるものですから、うるさくてかなわないと外して

しまい、それ以降、補聴器から遠ざかって、難聴のままに生活してしまう人もいないんじゃないでしょうか。正しい情報を町民に伝えていく必要はないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、補聴器と集音器、機械については、大変な性能の差があるようです。また、補聴器については、先ほど申し上げたように、対面でカウンセリングを行ったりテスト装着することで、本人に合った補聴器を選ぶ。また、購入した後も、定期的に聞こえ方の具合のチェックなども行っており、そういったものも金額の中に含まれているのかなと思います。

いずれにしても、個々の耳の聞こえ方にもかなり大きな差があると思いますので、それぞれそういった性能を理解した上で、個人に合ったものを購入されるのがよいかなと考えております。

そういった意味で、補聴器と集音器の違い、必要であれば、こういった部分が違いますよというような広報も今後、検討する必要があるかなと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） やはりそういうのは正しく町民に伝えていく必要があると思います。

全国で本当に114自治体が補聴器の助成を実施しているわけですから、神崎町もやっぱり聞こえのよくない方が随分いらっしゃるわけですので、これからうちの町は実施していかないということはできないと思いますので、やはりこれから実施していく方向で検討して行ってほしいと思います。

それでは、以上で質問を終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、5番 鈴木節子議員の質問を終わります。

---

## ◎散会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は明日午後２時から会議を再開します。長時間ご苦労様でした。

（午後３時19分）